

都立青山特別支援学校いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通して、人権教育として指導する。
- (2) 主に自尊感情や他者理解を通して人権に関する知識や感覚を高める。
- (3) いじめの他、体罰や虐待等児童・生徒の周囲の大人との関係も合わせて考える。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- (2) 当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速これに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

「学校いじめ対策委員会（学校サポートチームを兼ねる）」を設置する。

(1) 設置の目的

東京都立青山特別支援学校において、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都立青山特別支援学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- ア いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の状況や取組の効果に関すること
- イ いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の早期発見・早期対応、未然防止につながる取組に関すること
- ウ その他委員長が必要と認める事項

(3) 会議 年3回実施する。

(4) 委員構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- ア 委員長は、校長をもって充てる。
- イ 副委員長は、副校長をもって充てる。
- ウ 外部委員は、子供に関わる地域の機関、民生委員その他関係機関及び地域の人材の中から委員長が委嘱する。
- エ 内部委員は、主幹教諭、保健主任、コーディネーター、PTA役員等保護者その他教職員の中から委員長が指名する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめに関する授業（年3回以上）の実施計画
- イ 学校便りを通じた家庭との連携

(2) 早期発見のための取組

- ア 児童・生徒の家庭での様子の把握
- イ 児童生徒の行動記録等を基に、情報を共有し教職員全体での共通理解

(3) 早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づき、該当児童・生徒より話の聴取、身体の様子を調査
- イ 担任は学年会等で気になる児童・生徒の様子の報告
- ウ 教育支援員から指導・助言
- エ 校内で支援会議を開くなど、組織的な対応
- オ 警察、子ども家庭支援センター、児童相談センター等、関係機関と連携しての支援会議の開催

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた児童・生徒の安全の確保
- イ 関係機関や専門家から指導・助言
- ウ 事実関係を明らかにするための調査の実施
- エ 重大事態発生について、教育委員会等への報告

5 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会や部会で、学区及び都のいじめ防止対策の動向など情報提供
- (2) 職員連絡会の中で、年3回程度人権に関する研修実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学区及び都のいじめ防止対策の動向など、保護者会や学校便りで情報提供
- (2) 日常生活の中で人権的に気になることなどあれば、連絡帳などによる情報提供

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域の民生委員や子ども家庭支援センターと日常的に連携
- (2) 警察や都の児童相談センターと日常的に連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめ防止等に関する学校評価は人権教育全体を通して実施

この要項は、平成26年4月1日から施行する。